

支給費目及び支給内容

費目 (支給時期)	支給内容	支給対象	支給額
学用品費等 (4-7月分…7月末 8-11月分…11月末 12-3月分…3月中旬)	<ul style="list-style-type: none"> 各教科及び特別活動の学習に必要な学用品の購入費 通常必要とする通学用品(靴、傘、上履き、帽子等)の購入費 学校外で行われる学校行事(社会見学等)の交通費、見学科 学校行事として行われる芸術鑑賞の観覧料 上記に係る経費の一部を定額で支給します。	全員	年間合計額 小 15,500 円 中 27,310 円 3回に分けて支給 ※口座振込
修学旅行費 (修学旅行後、2-3 か月程度で精算)	交通費、宿泊料、食事代、見学科(体験学習の経費を含む。)及び均一に負担する必要経費(旅行取扱料金、一律にかかる写真代、傷害保険料、添乗員経費、通信費、しおり代、荷物輸送料等)の実費(対象となるのは経費全体のおおよそ7~8割程度)を支給します。なお、 <u>修学旅行費の納入方法のお問合せは、取扱いが各学校で異なるため学校までお願いします。</u>	参加した児童生徒(小・中で各1回)	対象経費の実費 ※概算払は学校長、精算払は保護者に口座振込
通学費 (1 学期分…8 月末 2 学期分…1 月末 3 学期分…4 月末)	公共交通機関(列車及びバス)を利用して、最も経済的な通常の経路及び方法によって通学する場合における当該交通費の実費相当額(最大ひと月の普通定期代)を支給します。 <ul style="list-style-type: none"> 小学校 片道4km以上(11~3月は片道2km以上) 中学校 片道6km以上(11~3月は片道3km以上) 自己の都合により学校指定変更した場合は対象外。 特別支援学級に通学、通級指導教室に通級する場合、距離は問いません。	左記の条件を満たす児童生徒	列車代、バス代の実費相当額(各月最大ひと月の普通定期代) ※口座振込
宿泊研修費 (1・2学期分…11月末 3学期分…3月中旬)	交通費、見学科(体験学習の経費を含む。)、その他の経費(しおり代、一律にかかる写真代、傷害保険料、夕食代、朝食代)の実費を支給します。	参加した児童生徒(小・中で各1回)	対象経費の実費 ※口座振込
新入学用品費 (2・3月中旬 又は5月下旬)	新入学児童生徒が、通常必要とする学用品(ランドセル、かばん、通学用服など)に係る経費の一部を定額で支給します。	小 認定日が4月末日までの新1年生 中 小学校6年生の3月に認定期間のある者(4月までに他市町村から転入した中学1年生も対象となる場合あり)	小 62,030 円 中 78,730 円 ※口座振込
体育実技用具費 (12月中旬)	スキー授業及びバスケット授業を行っている学校の児童生徒に、スキー用具又はスケート用具の購入に係る経費の一部を定額で支給します。支給は小1~小3、小4~小6、中1~中3のそれぞれの期間内に1回です。 ※10月に希望確認書を配付します。 ※授業のない学年は対象となりませんので御注意ください。	12月1日時点の認定者で、期限までに希望確認書を提出した者	スキー 小 26,500 円 中 38,030 円 スケート 11,810 円 ※口座振込
医療費 (医療券は随時発行) (通院費は随時受付)	【支給対象となる病気(学校病)】 トラコーマ、結膜炎、白癬、疥癬、膿痂疹、中耳炎、慢性副鼻腔炎、アデノイド、虫歯、寄生虫病(*アレルギー性結膜炎、アレルギー性鼻炎も含む。) 《医療費》~学校病の治療費の自己負担分を、医療券に基づき支給する。(診療内容によっては保護者負担が生じる場合があります。) 《通院費》~在籍する学校の半径4km以内に治療のための医療機関がなく、かつ当該児童生徒の自宅からの距離が4kmを超えている医療機関を受診するため公共交通機関を利用して通院する場合の列車代、バス代の実費を支給します。	<ul style="list-style-type: none"> 医療費は、学校に通院治療を事前に申し出た者 通院費は、左記の条件を満たす児童生徒 	<ul style="list-style-type: none"> 保険診療分に係る医療費の実費分 ※医療機関に支払 交通費の実費分 ※口座振込
学校給食費 (7月、10月、1月、3月)	保護者が負担すべき給食費の全額 ※保護者口座への入金はありません。	中学生のみ(長欠・欠食者は対象外)	実費分 ※学校長に支払
P T A 会 費 (3月)	PTA活動に要する費用として保護者が一律に負担すべき額のうち、保護者負担額の実費を支給します。	全員	実費(年間上限額) 小 3,450 円 中 4,260 円 ※口座振込
生徒会費 (3月)	中学校の生徒会費として保護者が一律に負担すべき額のうち、保護者負担額の実費を支給します。	全員	実費(年間上限額) 5,550 円 ※口座振込
クラブ活動費 (7月)	中学校の部活動に加入している生徒の保護者が一律に負担すべき共通経費(部活動費、入部費、育成会費、後援会費等)の <u>2分の1の額</u> を支給します。	5月末現在部活動に加入している生徒	実費(年間上限額) 5,000 円 ※口座振込

- 1) 支給額は、令和8年度(4月~3月)の金額です。変更があった場合は、改めてお知らせします。
- 2) 認定日によっては、援助額が減じられるほか、援助を受けられない費目が生じることがあります。
- 3) 支給時期は予定ですので、事情により変更となる場合があります。
- 4) 北海道教育大学附属旭川小・中学校の場合は、通学費、医療費、学校給食費は援助対象外となります。
- 5) 児童福祉施設等に入所し、就学に係る措置費を受給している場合は援助対象外(母子生活支援施設で新入学用品費の支給対象となっている場合は対象外)となります。
- 6) 家族の構成に変更があった場合等には、既に支給した援助費の全部又は一部の返還が生じることがありますので、速やかに学校又は教育委員会へ御連絡ください。